

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月28日	
堺市長 様	
住 所 大阪府堺市西区築港新町二丁3番地	
提出者	
氏 名 株式会社 横河ブリッジ	
総務第二部長 森永 晃史	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-241-1141	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 横河ブリッジ
事業場の所在地	大阪府堺市築港新町二丁3番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24：金属製品製造業
② 事業の規模	73,216,978千円
③ 従業員数	735人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
(管理体制図) 別紙のとおり											
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度（2023年度）実績】			①現状				①現状			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	排出量	別紙のとおり t	別紙のとおり t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・IOS14001を取得し、廃棄物管理規定を設け、日々の運用を行っている。										
②計画	【目標】			②計画				②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	排出量	別紙のとおり t	別紙のとおり t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油をシンナーと塗料に分別し、シンナーをリサイクル業者に売却しリサイクルできるか検討を行っている。										
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油は構内指定場所で分別保管している。 感染性廃棄物、PCBIは専用の容器に入れて保管している。										
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油は構内指定場所で分別保管している。 感染性廃棄物、PCBIは専用の容器に入れて保管している。										

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】			①現状				①現状			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし										
②計画	【目標】			②計画				②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし										
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】			①現状				①現状			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし											
②計画	【目標】			②計画				②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし											

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		①現状				①現状			
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物							
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし									
②計画	【目標】		②計画				②計画			
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物							
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし									
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		①現状				①現状			
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物							
	全 処 理 委 託 量	98.82 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	22.7 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	22.7 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物許可業者との適正な契約を実施									

②計画	【目標】	②計画								
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②感染性廃棄物							
	全 処 理 委 託 量	90 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	22.5 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	22.5 t	0.018 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 許可業者との適正な契約、許可証の確認、電子マニフェストによる管理									
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 2023 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	98.84 t								
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストシステムによる管理を継続する									
※事務処理欄										

前 年 度 【 2023年 度】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当寄名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府堺市西区築港新町二丁目3番地	株式会社 横河ブリッジ	総務課				

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	(⑪ = ① - ② - ③ - ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦ = ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑬ + ⑭ + ⑮)					⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑱ + ⑲' 自ら再生利用を行った量(t)	⑳ + ㉑' 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
コード	名 称											委 託 先 に よ る 区 分							
コード 表参照	特別管理産業廃棄物の種類	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	⑦の量から⑧の量を差し引いた量(自動計算)	⑧の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑬の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑯の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量(⑯～⑰を除く)	⑰の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量	⑱の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑲の量と⑳の量を合計したもの(自動計算)	㉑の量と㉒の量を合計したもの(自動計算)
	①引火性廃油	98.82								98.82	22.70				98.82		22.70		
	②感染性廃棄物	0.018								0.018	0.018				0.018		0.018		
																	</		

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【2024年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪府堺市西区築港新町二丁目3番地	株式会社 横河ブリッジ	総務第二部総務課				

特別管理産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	(⑪＝①-②-③-④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)					⑫+⑬	⑭+⑮	
コード	名 称											委 託 先 に よ る 区 分							
コード	表参照	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量(自動計算)	⑧の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑪ 再生利用者への処理委託量(t)	⑫ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	⑭ その他の中間処理委託量(t)	⑮ 埋立処分委託量(t)	⑯ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑰ 自ら再生利用を行った量(t)	⑱ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
1	①引火性廃油	90									90	22.5			90	67.5	22.5		
2	②感染性廃棄物	0.018									0.018	0.018			0.018		0.018		
3											0								
4											0								
5											0								
6											0								
7											0								
8											0								
9											0								
10											0								
11											0								
12											0								
13											0								
14											0								
15											0								
16											0								
17											0								
18											0								
19											0								
20											0								
合計		90	0	0	0	0	0	0	0	0	90	23	0	0	90	68	23	0	

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。